

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、大部港の臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その区域の案を公衆の縦覧に供する。

平成24年5月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 臨港地区の区域の案

(1) 臨港地区の名称

大部港臨港地区

(2) 指定の位置

小豆郡土庄町大部字市ノ坪の一部及び片桐の一部

(3) 指定の範囲

縦覧に供する図面表示のとおり

(4) 指定の面積

約1.5ヘクタール

2 区域の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県土木部港湾課及び土庄町建設課

(2) 縦覧期間

平成24年5月18日から同年6月1日まで